

身体拘束廃止に関する指針

特定非営利活動法人 陽だまり

(策定年月日 平成 30 年 4 月 1 日)

【1】身体拘束廃止に関する考え方

(当法人で行なう介護事業における身体拘束に関する方針)

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」の身体拘束ゼロへの手引きを参考としながら、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員1人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護の実践に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行わない介護の提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

【2】身体拘束廃止に関する基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として、利用者に対する身体拘束及びその他の行動制限を、禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会「運営推進会議を活用することができる」を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努めます。

(3) 日常の介護における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助します。
- ②言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③利用者の思いを汲みとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、各職種協働で、個々に応じた丁寧な対応に努めます。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を、安易に妨げる行動は行いません。

やむを得ず、安全確保を優先する場合は、身体拘束委員会「運営推進会議を活用することができる」において、検討をします。

⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

【3】身体拘束廃止に関する体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置等

身体拘束の廃止に向けて、身体拘束廃止委員会「運営推進会議を活用することができる」を設置します。

①設置の目的

- ・身体拘束廃止に向けての状況把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②身体拘束廃止委員会の構成

・認知症対応型共同生活介護においては、「運営推進会議を活用することができる」とあり、構成員は、運営推進会議のメンバーと兼ねることができる。

ア) 事業所スタッフ

・管理者 ・介護支援専門員 ・看護師 ・介護員 等

イ) 利用者

ウ) 利用者の家族

エ) 地域住民の代表

オ) 高山市の職員

カ) 地域包括支援センターの職員

(※ この委員会の責任者は、管理者とし、その時参加可能な委員で構成する。)

③身体拘束廃止委員会の開催

- ・定期的に3ヶ月に1回開催する
- ・その他、必要な都度開催する

【4】やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会「運営推進会議を活用することができる」を中心として、各関係者が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、①切迫性②非代替性③一時性の3

要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い、実施に努めます。

(2)利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施いたします。

(3)記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状態・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は、5年間保存、行政（高山市担当課）の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

(4)拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告いたします。

【5】身体拘束廃止に関する各職種の役割

身体拘束廃止のために、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

<管理者>

- ・身体拘束廃止委員会の総括管理
- ・現場における諸課題の総括責任

<介護支援専門員>

- ・身体拘束廃止に向けた職員教育
- ・医療機関、家族との連絡調整
- ・家族の意向に添ったケアの確立
- ・管理者と連携してハード・ソフト面の改善
- ・チームケアの確立
- ・記録の整備

<看護師>

- ・医師との連携
- ・施設における医療行為の範囲の整備
- ・重度化する利用者の状態観察
- ・記録の整備

＜介護職員＞

- ・拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ・利用者の尊厳を理解する
- ・利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ・利用者個々の心身の状態を把握し、基本的ケアに努める
- ・利用者とのコミュニケーションを充分とる
- ・記録の整備

【6】身体拘束廃止及び改善に関する職員教育・研修

管理者や介護支援専門員等は、介護に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した介護の励行を図り、職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修(年1回以上)の実施
- ②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③その他、必要な教育・研修の実施